

松山空港前 宣伝
11月19日 (水)
18時～19時

11月のJAL・社保庁争議団の合同宣伝は、松山空港前で行います。
多くの皆さんの応援をお願いします。



2014えひめのうたごえ祭典で熱唱する
四国トレインズと原告ら

— 不當勞動行為行政訴訟 —

”1兆円儲けてから 安全語れ” 断罪された管財人の行為 客室乗務員原告 林 恵美（松山市在）

客室乗務員原告 林 恵美 (松山市在住)

いつもたくさんのお手伝い、お世話になりました。皆様に心から感謝を申し上げます。

企業の横暴を助長する不当判決が出され、最高裁へ135名が上告。客乗は第二小法廷で審理すると通知が届いた。今度こそ司法の良心を發揮してほしい。

8月2日――でも敗けるかもしれない」と思つていた争議権投票妨害事件（東京地裁）で、管財人の行為が不当労働行為と断罪され完全勝利を勝ち取つた。整理解雇問題で揺れていた2010年末、何としても解雇を避けようと、私達は職場の意思を示す争議権投票を始めていた。解雇対象である私達は、必死の思いで組合事務所で職場

の仲間に話し込みをしていました。11月16日、弁護士でもある企業再生支援機構の管財人が「争議権を撤回しないと3500億円の出資はしない」と組合を恫喝。職場でも「安全を語

暗場でも「安全を語るの
は京セラのように1兆円
の内部留保をためてから
にしろ」と吹聴していた。
争議権は9割以上の高率
で確立されたが、ストラ
イキを行使することはで
きなかつた。整理解雇事
件の高裁判決では「裁判
所が選任した管財人がや
る事に誤りはない」と言
い切り解雇を認めた。こ
の大前提がことごとくひ
っくり返されたのであ
る。間違つた判断は、正
されなければならぬ。
最高裁では、高裁判決に
明確な誤りがあることを
認め、口頭弁論を開き、

事実に基づく科学的な審理を行つてほしい。

地裁の勝利判決に力づけられ、職場では4年前の鬭いを再現、いやそれ以上に4年分の皆の思いを結集して、いよいよ解雇撤回をJALに決断させる争議権投票を始めた。利益最優先の価値基準に合わない者は排除すると言うやり方では、救いのない社会になつてしまうのではないか。ましてや皆様の命を運ぶ公共交通機関の安全を守るためには自由な空気が必須である。解雇撤回はその第一歩だと思う。

